

平成 26 年度労災診療費の改定について

1 概要

平成 25 年 12 月 20 日に健康保険の診療報酬改定率が決定。
全体改定率が+0.1%とされたことを受け、追加で予算要求。

(1,514 百万円)

(1) 労災診療費の算定は、健康保険の診療報酬点数表に原則準拠しており、今回の健康保険の診療報酬改定（以下「健保改定」という。）に伴い、労災診療費の相当部分が連動して改定。

(1,074 百万円)

(2) 労災医療の特殊性を考慮して設定する労災独自の項目（労災特掲項目）について、傷病労働者の早期職場復帰の促進等の観点から見直しを行った。

(439 百万円)

2 労災特掲項目の改定内容

(1) 初・再診料の引上げ

健保改定において、消費税率の引上げに伴い、初・再診料の引上げが実施されたことを考慮した対応。

- ・ 初診料 3,640 円 → 3,760 円
- ・ 再診料 1,360 円 → 1,390 円

(2) 疾患別リハビリテーション料の引上げ

健保改定において、疾患別リハビリテーション料が5点引き上げられたことを踏まえた対応。

- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅱ 100 点 → 105 点
- ・ 運動器リハビリテーション料Ⅰ 180 点 → 185 点
- ・ 運動器リハビリテーション料Ⅲ 80 点 → 85 点
- ・ 呼吸器リハビリテーション料Ⅱ 80 点 → 85 点

(3) 「職場復帰支援・療養指導料」の新設 （「再就労療養指導管理料」の廃止）

傷病労働者の早期職場復帰を図るため、傷病労働者の再就労に向けた医師による事業主に対する指導、ソーシャルワーカー等による傷病労働者又は事業主に対する指導を新たに評価。

（精神疾患を主たる傷病とする場合 560点）

（その他の傷病の場合 420点）

（従来の「再就労療養指導管理料」の評価対象）

- ・ 医師が傷病労働者の再就労に向けて実施する傷病労働者に対する指導、産業医への情報提供

（変更点）

上記に加え、次の指導等を評価対象とした。

- ・ 医師が傷病労働者の再就労に向けて実施する事業主に対する指導
- ・ 主治医の指示を受けたソーシャルワーカー等が傷病労働者の再就労に向けて実施する傷病労働者又は事業主に対する指導

(4) 「術中透視装置使用加算」の拡充

骨折時の手術にX線による透視装置を用いる場合には、骨折箇所を整復後に手術を行えることから切開部が小さくなり、早期治療や早期職場復帰に効果があるため、墜落・転落や転倒等による骨折が多い部位等を対象に範囲を拡充。 (220点)

（改定前の評価対象）

対象部位：「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」

対象手術：「骨折観血的手術」

（改定後の評価対象）

上記に加え、次の部位等を評価対象とした。

対象部位：「舟状骨」、「脊椎」

対象手術：「骨折経皮的鋼線刺入固定術」、「経皮的椎体形成術」

(5) 「労災電子化加算」の引上げ

電子レセプトにより労災診療費請求を実施する医療機関の負担軽減を図るため、「労災電子化加算」の点数を引上げ。

・ 労災電子化加算 3点 → 5点